

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第19条第2項及び同法施行規則(昭和26年農林省令第23号)第12条第1項第1号の規定に基づき、受付期間の中間時点(令和7年12月12日時点)における吉岡町農地利用最適化推進委員の推薦及び公募状況を以下のとおり公表します。

### 【受付人数】

	区分	小倉・上野田	下野田・北下	南下・陣場	大久保・漆原
1	推薦を受けた者 (個人推薦又は法人・団体推薦)				
2	自ら応募したもの	1人	1人		
	合計	1人	1人		

## 【推薦・公募の状況】

(1) 推薦による応募(個人推薦又は法人・団体推薦)

## (2) 自ら応募